

成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援

令和4年度第2次補正予算額 3,002億円



背景・課題

- デジタル化の加速度的な進展や脱炭素の世界的な潮流は、これまでの産業構造を抜本的に変革するだけでなく、労働需要の在り方にも根源的な変化をもたらすと予想される。
- 一方、日本では大学で理工系を専攻する学生がOECD平均より低いうえに、OECD諸国の多くが理工系学部の学生数を増やしているなか、日本ではほとんど変わっていない。

※ 大学学部段階における理工系への入学割合 日本17%、OECD平均 27%
 ※ 理系学部の学位取得者割合
 【国際比較】 日本 35%、仏 31%、米 38%、韓 42%、独 42%、英 45%
 【国内比較】 国立大学 57%、公立大学 43%、私立大学 29%
 (注) 「理・工・農・医・歯・薬・保健」及びこれらの学際的なものについて「その他」区分のうち推計

- デジタル化、脱炭素化等のメガトレンドを踏まえた教育・人材育成における「成長と分配の好循環」を実現するため、高度専門人材の育成を担う大学・高専が予見可能性をもって大胆な組織再編に取り組める安定的な支援が必要。

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」 (令和4年10月28日閣議決定)

第2章 経済再生に向けた具体的施策

Ⅲ 新しい資本主義の加速

1. 「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動：構造的賃上げに向けた一体改革

(1) 人への投資の強化と労働移動の円滑化

学校教育段階から社会で活躍し評価される人材を育成していくため、成長分野への大学・高専の学部再編等促進(※)、(略)等を進めていく。

※ デジタル・グリーン等の成長分野への再編計画等を令和14年度までに区切って集中的に受け付け、大学・高専の迅速な学部再編等を促進する。

- 成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援策の創設(文部科学省)

事業内容

デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学・高専が成長分野への学部転換等の改革に予見可能性をもって踏み切れるよう、新たに基金を創設し、機動的かつ継続的な支援を行う。

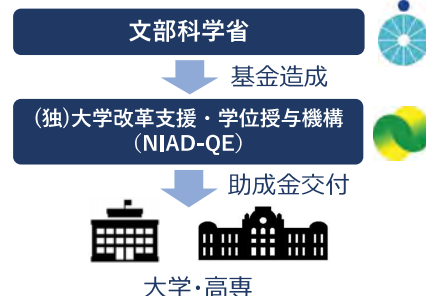
① 学部再編等による特定成長分野(デジタル・グリーン等)への転換等支援

- 支援内容：学部再編等に必要な経費(検討・準備段階から完成年度まで)
- 支援対象：私立・公立の大学

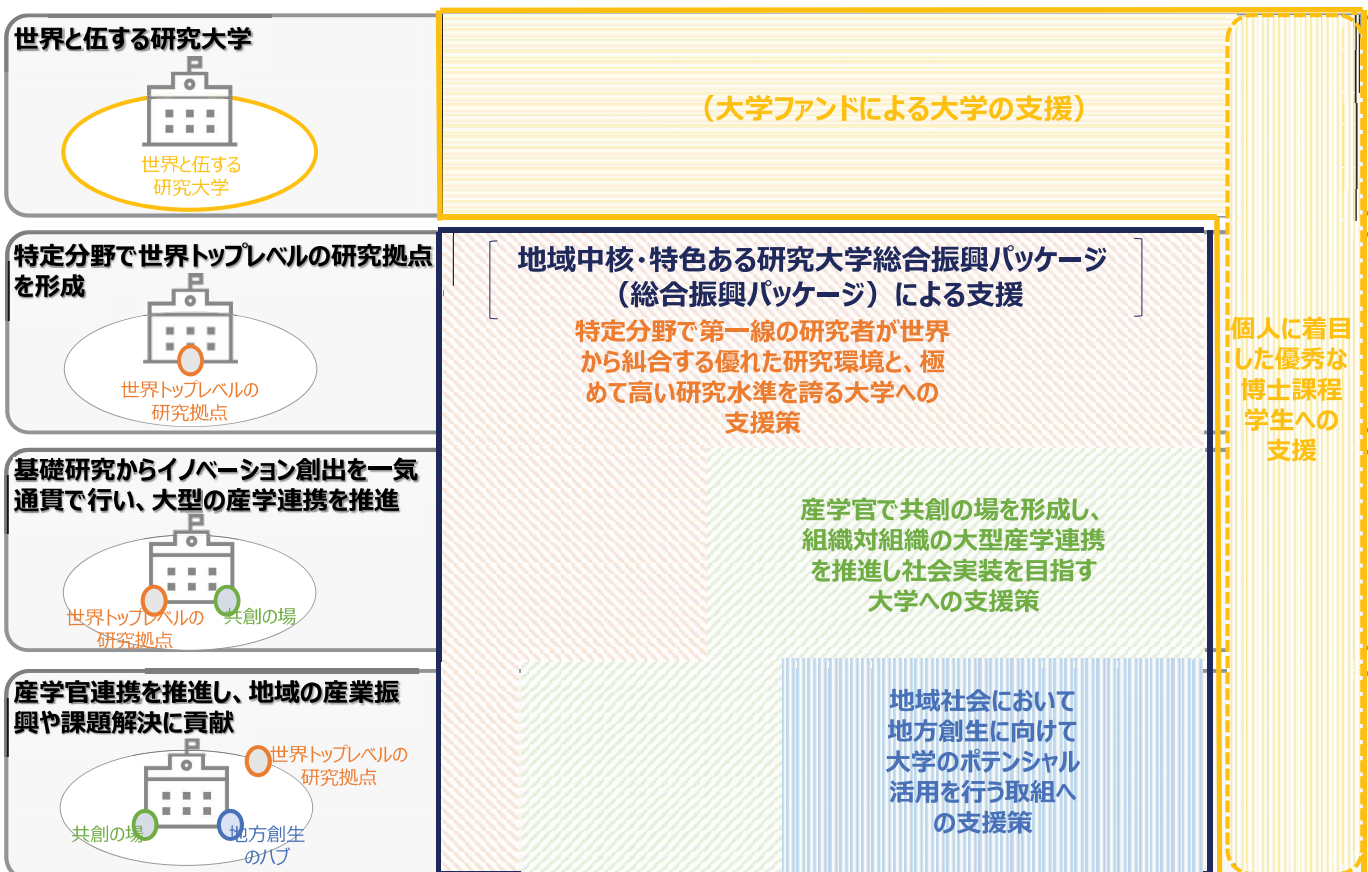
② 高度情報専門人材の確保に向けた機能強化支援

- 支援内容：情報科学系学部・研究科を有する大学の体制強化に必要な経費
 高等専門学校における情報系学科・コースの新設・拡充に必要な経費
- 支援対象：国公立の大学(大学院を含む)・高専

【事業スキーム】



研究大学に対する支援全体像



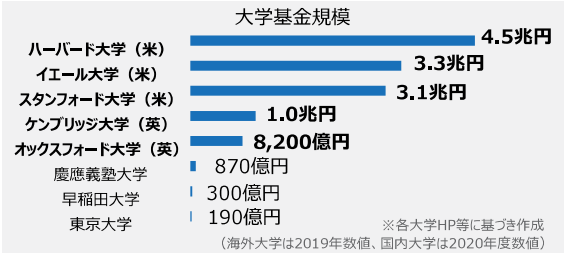
世界と伍する研究大学の実現に向けた 大学ファンドの創設

令和4年度財政投融資計画額 4兆8,889億円
令和3年度補正予算額 6,111億円
令和3年度財政投融資計画額 4兆円
令和2年度補正予算額 5,000億円

背景・課題

- 近年、我が国の研究力は、世界と比べて相対的に低下。他方、**欧米の主要大学は数兆円規模のファンドの運用益を活用**し、研究基盤や若手研究者への投資を拡大。
- 大学は多様な知の結節点であり、最大かつ最先端の知の基盤。我が国の成長とイノベーションの創出に当たって、**大学の研究力を強化することは極めて重要**。
- 我が国の大学の国際競争力の低下や財政基盤の脆弱化といった現状を打破し、**大学を中核としたイノベーション・エコシステムを構築**するため、これまでにない手法により**世界レベルの研究基盤の構築のための大胆な投資**を実行する。

欧米主要大学の基金規模



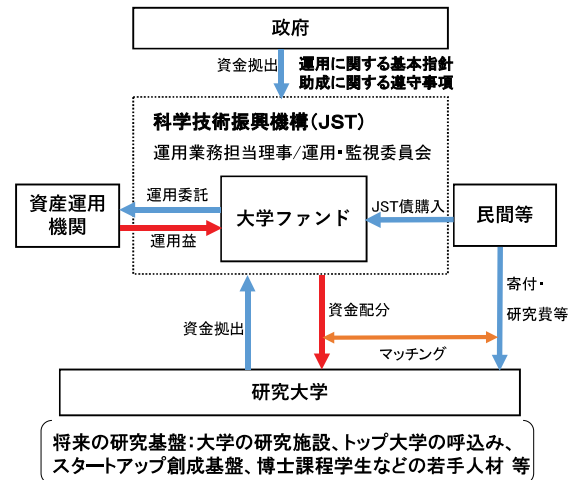
事業内容

- 我が国においても、世界と伍する研究大学を構築していくことが重要との観点から、**科学技術振興機構(JST)に大学ファンドを設置**し、令和3年度末に運用開始。
- 世界最高水準の研究大学を形成するため、**10兆円規模の大学ファンドを創設**し、研究基盤への長期的・安定的な支援を行うことにより、我が国の研究大学における**研究力を抜本的に強化**する。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)(抄)

世界最高水準の研究大学を形成するため、10兆円規模の大学ファンドを本年度内に実現する。本年度末を目途に運用を開始し、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の博士課程学生、若手人材育成等の研究基盤への大胆な投資を行う。財政融資資金の償還確実性の担保の観点から、償還期には過去の大きな市場変動にも耐えられる水準の安定的な財務基盤の形成を目指す。

また、世界と伍する研究大学に求められる、ガバナンス改革など大学改革の実現に向けて、新たな大学制度を構築するための関連法案の次期通常国会への提出を目指す。本ファンドの支援に当たっては、参画大学における自己収入の確実な増加とファンドへの資金拠出を奨励する仕組みとし、世界トップ大学並みの事業成長を図る。将来的には、政府出資などの資金から移行を図り、参画大学が自らの資金で大学固有基金の運用を行うことを目指す。併せて、科学技術分野において世界と戦える優秀な若手研究者の人材育成等を行う。それらにより、世界最高水準の研究環境の構築や高等教育の質の向上を図る。



地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ (総合振興パッケージ)

令和7年度政府予算 434億円
令和6年度補正予算額 151億円
令和6年度予算額 446億円
(この他、関連予算*として、令和7年度政府予算案 1,226億円(令和6年度予算額 951億円))
※大学が参画することも可能な事業(予算額については、内数の予算も含めて集計)

- 地域の中核大学や特定分野の強みを持つ大学が、“特色ある強み”を十分に発揮し、社会変革を牽引する取組を強力に支援
- 実力と意欲を持つ大学の個々の力を強化するのみならず、先進的な地域間の連携促進や、社会実装を加速する制度改革などと併せて、政府が総力を挙げてサポート
- 地域社会の変革のみならず、我が国の産業競争力強化やグローバル課題の解決にも大きく貢献

① 大学自身の取組の強化 (434億円)

※青字が予算事業による取組

- **研究の多様性・卓越性の発展機能**の強化に向けて、特色化を目指した魅力ある拠点形成を支援
- **イノベーション創出に資する機能**の強化に向けて、産学官連携を通じた社会課題解決(産学官連携活動や、スタートアップ創出)を支援
- 基盤的経費や競争的研究費による、大学の強みや特色を伸ばす事業間の連携や大学改革と連動した研究環境改善を推進
- 研究をしやすい環境構築に向けた改善や、大学のマネジメント体制の改革を通じた、「研究に専念する時間」の確保に向けた政策との連動
- 強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の下、URAや技術職員等専門職人材の配置や活動の支援等による研究環境の高度化等を通じた国際競争力強化や、経営リソースの拡張・戦略的活用を図り、**研究活動を通じて大学の力を抜本的に強化**

② 繋ぐ仕組みの強化

- 地域の産学官ネットワークの連携強化
 - 地域内に作られている産学官ネットワークを整理し、活用を促進
 - 地域内・地域横断の組織を繋ぐキーパーソン同士の繋がりを広げ、地域のニーズ発見や課題共有を促進
- スマートシティ、スタートアップ・エコシステム拠点都市、地域バイオコミュニティなどの座組活用によるデジタル田園都市国家構想の実現への貢献
- 大学の知の活用による新産業・雇用創出や地域課題解決に向け、大学と地域社会を繋ぐ(社会実装を担う)観点でロールモデルとなるような繋ぐ人材・組織の表彰・発信

③ 地域社会における大学の活躍の促進 (1,226億円)

- 各府省が連携し、大学の知を活用してイノベーションによる新産業・雇用創出や、地域課題解決を先導する取組を一体的に支援(**地域課題解決をリードする機能の強化**)
 - イノベーションの重要政策課題や地域課題ごとに事業マップを整理して、社会変革までの道のりを可視化
 - ポテンシャルの高い取組について、情報共有を図りつつ伴走支援
- **地域課題解決をリードする機能**の強化に向けて、大学と自治体との連携強化
 - 地域等(自治体・社会実装を担う官庁)からの資金を受け入れ、地域貢献を行う大学に対してインセンティブを付与
 - 大学が持つ様々なポテンシャルに対する理解を促進し、自治体を巻き込む仕掛け
- 大学への特例措置や特区の活用促進

地域の中核大学や特定分野の強みを持つ大学の機能を強化し、成長の駆動力へと転換
日本の産業力強化やグローバル課題解決にも貢献するような大学の実現へ

地域中核・特色ある研究大学強化促進事業

(Program for Forming Japan's Peak Research Universities : J-PEAKS)

令和4年度第2次補正予算額
1,498億円



背景・課題

- 近年、我が国の研究力の低下が指摘されている中、**日本全体の研究力の発展をけん引する研究大学群の形成のため**には、大学ファンドによる国際卓越研究大学と、**地域中核・特色ある研究大学*が共に発展するスキームの構築が必要不可欠**
- * ①強みを持つ特定の学術領域の卓越性を発展させる機能、②地球規模の課題解決や社会変革に繋がるイノベーションを創出する機能、③地域産業の生産性向上や雇用創出を牽引し、地方自治体、産業界、金融業界等との協働を通じ、地域課題解決をリードする機能：これらのいずれか又は組み合わせた機能を有する大学
- そのため、**地域中核・特色ある研究大学が、特色ある研究の国際展開や、地域の経済社会や国内外の課題解決を図っていくよう、特定分野の強みを核に大学の活動を拡張させるとともに、大学間での効果的な連携を図ることで、研究大学群として発展していくことが重要**

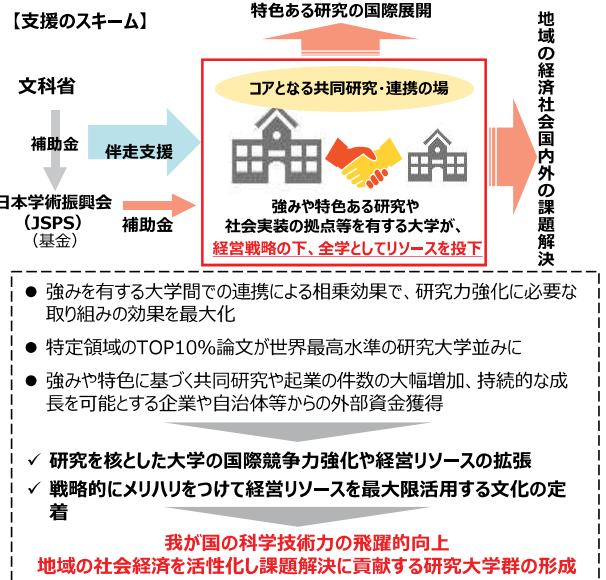
事業内容

研究力の飛躍的向上に向けて、**各大学が10年後の大学ビジョンを描き、そこに至るための、強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の下**、大学間での連携*も図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現に必要なハードとソフトが一体となった**環境構築の取組を支援**

* 連携を行うことが目的ではなく、学内に不足するリソースや課題を戦略的に補完するために連携

【事業概要】

- 事業実施期間：令和5年度～（5年間、基金により継続的に支援）
- 支援件数：最大25件程度（採択済）
- 支援対象：
強みや特色ある研究や社会実装の研究拠点（WPIやCOI-NEXT等の拠点形成事業、地方自治体・各府省施策、大学独自の取組等によるもの）等を有する国公私立大学のうち、**研究力の向上戦略を構築した上で、全学としてリソースを投下する大学**
※ 5年度目を目途に評価を行い、進捗に応じて、必要な支援を展開できるよう、文部科学省及びJSPSにおいて取組を継続的に支援（最長10年を目途）
- 支援内容：
A) 戦略的実行経費（最大25億円程度（5億円程度／年）／件）
研究戦略の企画・実行、技術支援等を行う専門人材の人件費、調査その他研究力の向上戦略の実行に必要な経費
B) 研究設備等整備経費（最大30億円程度／件）
研究機器購入費、研究・事務DX、研究機器共用の推進を含む研究環境の高度化に向けて必要となる環境整備費等



地方大学・地域産業創生交付金事業

令和6年度予算93.0億円
内閣府計上分68.0億円（地方大学交付金18.0億円、デジ田交付金活用分50.0億円）
文科省計上分25.0億円

事業背景

- 地方創生のためには、**若者を惹きつける魅力的な地域産業・雇用の創出と、日本全国や世界から学生が集まる大学づくりが重要**。
- 地域における大学には、強みを持つ特定分野の研究開発や地域ニーズに対応した人材育成等を通じた地方創生への貢献が期待されている。

事業概要

- 「**地方大学・産業創生法**」に基づき、**首長のリーダーシップの下、地域の産官学が連携し、**
 - ・ **地域における大学の振興**、これを通じた地域における**中核的な産業の振興**及び当該産業に関する**専門人材の育成**を行うことにより、
 - ・ 日本全国や世界中から学生が集まるような「**キラリと光る地方大学づくり**」を進めるとともに、地域における**若者の雇用機会の創出**を推進。
- **10年間の計画を総理大臣が認定し、原則5年間交付金により取組を支援**（※6～9年度目まで、特例的に追加支援する「**展開枠**」あり）
- 国費支援額の目安は、**5千万円～7億円／年**（支援額は計画に応じて柔軟に設定可）
- 対象経費等によって補助率は異なる（1/2, 2/3, 3/4）※**特別交付税措置あり**
- 申請者は地方公共団体（都道府県、市区町村（共同申請可）等）当該地域に拠点がある大学と企業の参画が必須（高専等も参画可能）
- **年2回公募（5月と10月に申請受付）、令和6年度は、少なくとも4件程度の新規採択を予定**
- 交付金を活用するためには、外部有識者による評価委員会の審査をクリアすることが必要
- **地方公共団体での計画作成段階（申請書準備段階）から、内閣府・委託事業者による伴走支援を実施**

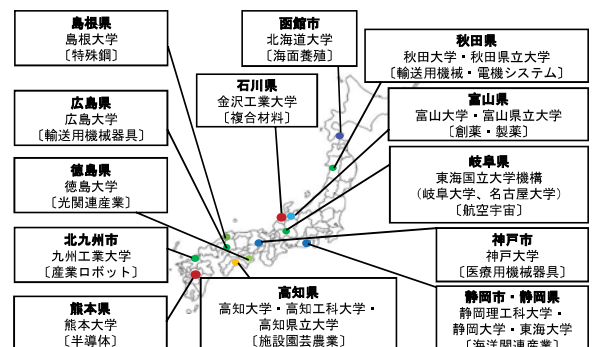
実施状況※1

- 平成30年度：富山県、岐阜県、島根県、広島県、徳島県、高知県、北九州市
- 令和元年度：秋田県、神戸市 ※2
- 令和4年度：函館市
- 令和5年度：石川県、熊本県
- 令和6年度：静岡市・静岡県 ※3

※1 支援開始年度を記載（10月公募での採択の場合は翌年度）

※2 下線については展開枠に移行

※3 静岡市・静岡県は今後、地方大学・産業創生法に基づく計画の認定手続きが必要



「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」 (令和4年6月13日一部改正 文部科学省・厚生労働省・経済産業省)

◆ 概要 インターンシップ：

学生が、その仕事に就く能力が自らに備わっているかどうか（自らがその仕事で通用するかどうか）を見極めることを目的に、自らの専攻を含む関心分野や将来のキャリアに関連した就業体験（企業の実務を体験すること）を行う活動（但し、学生の学修段階に応じて具体的内容は異なる）

◆ 産学協議会の議論に基づき、インターンシップ等の学生のキャリア形成支援に係る取組の四類型を明記

タイプ1 オープン・カンパニー

タイプ2 キャリア教育

タイプ3 汎用的能力・専門活用型インターンシップ【※1】

タイプ4 高度専門型インターンシップ（試行）【※2】

「インターンシップ」と称することが可能

産学の合意である四類型化を尊重し、大学等・学生・企業等へ周知

【※1】令和5年度からのタイプ3（汎用的能力・専門活用型インターンシップ）において、産学協議会が示す「一定の基準を満たすインターンシップ」において取得した学生情報に限り、令和6年6月以降採用選考活動に使用できることを明記

【一定の基準】〈就業体験要件〉必ず就業体験を行う。

〈指導要件〉職場の社員が学生を指導、終了後、学生に対しフィードバックを行う。

〈実施期間要件〉汎用的能力活用型では5日間以上、専門活用型では2週間以上。

〈実施時期要件〉大学の正課および博士課程を除き、学部3年・4年ないし修士1年・2年の長期休暇期間（夏休み、冬休み、入試休み・春休み）に実施する。

〈情報開示要件〉募集要項等に、採用活動開始以降に限り、インターンシップを通じて取得した学生情報を活用する旨等を記載し、HP等で公表する。

【※2】タイプ4については、今後の産学協議会の検討状況等を踏まえ、三省合意を必要に応じて改正する。

就職・採用活動日程ルールの見直しの概要

- 2025年度卒について、
 - ・ 従来と同様、**広報活動3月・採用選考活動6月・正式内定10月**の日程を原則とする。
 - ・ その上で、**タイプ3のうち専門活用型（2週間以上）かつ春休み以降に実施されるもの**を通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生については、そのことに着目し、3月から行われる広報活動の周知期間を短縮して、**6月より以前のタイミングから採用選考プロセスに移行できる（プロセスの複線化）**。
- 実施期間や情報開示など、**一定の要件を満たすタイプ3のインターンシップ**（産学協議会基準準拠マークの記載が可能）で取得した学生情報は、**広報活動（3月以降）、採用選考活動（6月以降）に活用できる**。（上述の2025年度卒のプロセスの複線化の場合、情報開示要件や実施時期要件などを満たす場合に限り、6月より前に採用選考活動に活用できる。）
- 「オワハラ」の防止を徹底すること、相談窓口の設置など**学生からの苦情・相談処理体制の整備や改善向上**に努めることを要請。

卒業・修了前年次（学部3年生等）				卒業・修了年次（学部4年生等）						
2025年度（2026年3月） 卒対象	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
原則			広報活動（→応募受付） インターンシップを通じて取得した学生情報の活用が可能※2							内定
						採用選考（→内々定） インターンシップを通じて取得した学生情報の活用が可能※2				
2025年度（2026年3月）以降 卒業・修了予定者等で 一定の要件を 満たした学生※1 別紙参照		専門活用型インターンシップ [※] （長期休暇期間等）								内定
				応募受付・採用選考（→内々定） インターンシップを通じて取得した学生情報の活用が可能 （実施期間（2週間以上のもの）や情報開示などの要件を満たす場合に限る。）						

卒業・修了前年次（学部3年生等）			卒業・修了年次（学部4年生等）								
2024年度（2025年3月） 卒対象	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
2024年度 （2025年3月） 卒業・修了予定者等			広 報 活 動（→ 応 募 受 付） インターンシップを通じて取得した学生情報の活用が可能 ※2								内 定
						採 用 選 考（→ 内 々 定） インターンシップを通じて取得した学生情報の活用が可能 ※2					

※1 2週間以上のインターンシップを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生

※2 実施期間（5日間以上のもの）や情報開示などの要件を満たす場合に限る。

2025年度（2026年3月）以降卒対象就職・採用活動日程のプロセスの複雑化

【要件】

- 従来と同様、広報活動3月・採用選考活動6月・正式内定10月の日程を原則
- その上で、
- ・卒業・修了年次直前の学生（学部生なら4年生直前）で、
- ・春休み以降に、
- ・**専門活用型インターンシップ**を通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生については、そのことに着目し、3月から行われる広報活動の周知期間を短縮して、**6月より以前のタイミングから採用選考プロセスに移行できる。**

対象となるインターンシップ

実施期間2週間以上の半分以上の日数の就業体験等の要件（別添参照）を満たした**専門活用型インターンシップ**（産学協議会基準準拠マークの記載が可能）

インターンシップ実施企業は以下の情報を開示

- i インターンシップ情報(就業体験の内容、フィードバック、実施期間等)(別添参照)
- ii 就業体験を行う際に学生に求める**大学における学修成果水準（GPA等）**や専門的能力
- iii 参考情報として、**新卒一括採用に係る採用計画**(採用人数等)

○留意事項

- ・既卒学生、日本人・外国人留学生など、多様な人材に、同様のインターンシップ・採用選考の機会を設けること。
- ・就業後のキャリアパスの多様化に資するため、企業等は、採用時に、学生の専門性・能力を活かすことを考慮すること。
- ・企業等による**学生の職業選択の自由を妨げる行為（いわゆるオワハラ※等）の防止を徹底**するとともに、実効性の担保のため、企業は、**学生の相談窓口の設置など体制整備・改善向上**に努めること。
大学、ハローワークにおいても、**学生からの相談に適切に対応**すること。
- ・産学協議会がまとめたインターンシップの要件を満たさないものは、「インターンシップ」と呼ばないこと。

産学協議会がまとめたインターンシップ（タイプ3）の基準

(1) 〈就業体験要件〉

必ず就業体験を行う。インターンシップ実施期間の半分以上の日数を職場での就業体験に充てる。
※テレワークが常態化している場合、テレワークを含む

(2) 〈指導要件〉

就業体験では、職場の**社員が学生を指導**し、インターンシップ終了後、**学生に対しフィードバック**を行う。

(3) 〈実施期間要件〉

インターンシップの実施期間は、汎用的能力活用型では5日間以上、**専門能力活用型では2週間以上**。

(4) 〈実施時期要件〉

学業との両立に配慮する観点から、学部3年・4年ないし修士1年・2年の**長期休暇期間※（夏休み、冬休み、入試休み・春休み）に実施**する。
※但し、大学の正課の授業科目として実施するインターンシップについては、長期休暇期間以外での実施が可能。

(5) 〈情報開示要件〉

募集要項等に、**以下の項目に関する情報を記載し、HP等で公表**する。

- ①プログラムの趣旨(目的)
- ②実施時期・期間、場所、募集人数、選抜方法、無給/有給等
- ③就業体験の内容(受入れ職場に関する情報を含む)
- ④就業体験を行う際に必要な(求められる)能力
- ⑤インターンシップにおけるフィードバック
- ⑥採用活動開始以降に限り、インターンシップを通じて取得した学生情報を活用する旨(活用内容の記載は任意)
- ⑦当該年度のインターンシップ実施計画(時期・回数・規模等)
- ⑧インターンシップ実施に係る実績概要(過去2～3年程度)
- ⑨採用選考活動等の実績概要

我が国の未来の成長を見据えた「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の更なる展開に向けて (令和5年10月 国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議)

『「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の実現に向けて』（令和4年10月）の続編として、有識者会議（主査：西尾章治郎 大阪大学総長）において、新たに、あらゆる活動に共通する事項として、「デジタル技術も駆使したハイブリッド型環境の整備」及び重点事項として、①デジタルやグリーン等の成長分野等の社会課題に対応した人材育成・研究を支える環境整備、②地域を中心とした産学官連携強化による人材育成を支える環境整備、③多様な主体に開かれた魅力ある環境整備、④グローバル化に対応した国際競争力のある環境整備 について更なる検討を行い、国立大学等施設の整備の考え方や取組のポイント、今後の推進方策等について、とりまとめた。

これからの大学等に 求められる対応

第1部
第1章

- 国立大学等キャンパス・施設は、我が国の高等教育と学術研究の水準の向上・発展を図るための「国家的な資産」を形成するものであり、**地域の貴重な「公共財」**。
- 国立大学等キャンパス・施設について、**教育未来創造会議における議論等も踏まえた以下の諸課題に対して、ソフト面での対応と合わせて、ハード面での対応が必要不可欠であり、社会課題や時代の変化に応じた更なる展開を図っていくことが急務。**

※「イノベーション・コモンズ」とは、多様なステークホルダーが「共創」し、我が国の未来の成長を支える人材育成やイノベーションの創出等を行う拠点。

共創拠点の更なる展開に向けたキャンパス・施設等の整備の考え方・取組のポイント

第1部
第2章

- 共創拠点は、ソフト・ハードの取組が一体となり、大学等のキャンパス全体が有機的に連携して多様なステークホルダーによる共創活動を実現する拠点であり、**個別施設の計画のみならず、各施設や外部空間等の相互の連携を踏まえた、キャンパス全体の計画・整備が重要。**
- 我が国の成長をけん引する人材育成やイノベーションの創出等に向けては、**今までに大学等が蓄積してきた知の総体を最大限生かしつつ、新たな課題に対応していくことが重要。**
- 大学等を取り巻く状況の変化に対応して**共創拠点のあり方も多様なステークホルダーとの対話を重ねながら、継続的に見直し、時代の変化に応じた更なる展開を図っていくことが重要。**



学生や教職員、産業界や地方公共団体、地域住民等との交流を促進する各施設と、キャンパス内ステーションによるキャンパス全体の共創拠点化を促進



地元産業と連携した拠点づくりをはじめ、ものづくりや医療、農などの各分野からキャンパス全体の共創拠点化を促進



各キャンパスの広域や研究領域の特性を生かしつつ、キャンパス全体の「オール」にリッチな拠点を創出し、特色ある共創拠点化を促進



【国立大学等の現状】

老朽化が深刻、旧来型の木造修繕施設では、研究室が小割され、たこつぼ化し、共創活動に対応できていない。



小割された教育研究環境

【共通】デジタル技術も駆使したハイブリッド型環境の整備

- ・多様な学生・研究者等のニーズも踏まえ、デジタル技術を最大限活用した上で、対面による教育研究のメリット・効果を最大限生かせる環境整備が重要
- ・キャンパスが「スマートシティ」の取組に資する実証を行う場としてイノベーションハブとなる等、実空間の価値を生かしていくことが重要



デジタル技術の活用と合わせた、機能的な環境整備の推進

①成長分野等の社会課題に対応した人材育成・研究を支える環境整備

- ・DXやGX等の成長分野等の社会課題に対応した人材育成や研究の強化を支える施設環境の確保が必要
- ・地域や産業界等との共創や分野を超えた共創を支える環境整備が重要



産学官連携のための共創拠点、多様な交流を促進するオープンラボ

②地域を中心とした産学官連携強化による人材育成を支える環境整備

- ・地域連携プラットフォームと連携した共創拠点の稼働や地域産業振興・スタートアップ創出のための拠点整備が重要



地元産業と連携した拠点づくりをはじめ、ものづくりや医療、農などの各分野からキャンパス全体の共創拠点化を促進

③多様な主体に開かれた魅力ある環境整備

- ・ジェンダー、年齢、国籍、障害の有無等の多様性を受け入れる環境整備が重要
- ・生活環境や出産や育児等との両立にも配慮した環境整備も重要



多様な学生・リカレント教育の場、大学・産学・産業界、市民の連携するコワーキングスペース

④グローバル化に対応した国際競争力のある環境整備

- ・国内外の学生や研究者を惹きつけるキャンパスの質及び魅力の向上を図っていくことが急務
- ・国際的にも魅力ある教育研究環境の整備、滞在型宿泊等の生活環境の整備、国際交流・発信拠点の整備等が重要



多様な交流を促進する国際拠点、日本文化の発信・発信拠点

今後の推進方策

第1部
第3章

- 国は、予算のより一層の確保・充実や情報発信の強化、多様な財源の確保や制度の活用に向けた取組の推進等に取り組むことが重要。
- 国立大学法人等は、各大学等の強みや方向性を踏まえた共創拠点化の取組の推進や共創活動を推進する体制づくり（施設系職員の活躍・育成やURA等の育成・確保、共創に係る対外的な窓口の明確化と学内連携体制の構築等）等に取り組むことが重要。
- 地方公共団体・産業界は、共創拠点化の企画段階からの参画や必要な予算確保、体制強化、各施設との連携等に取り組むことを期待。



「産学官連携」を推進する体制づくりと一体的な共創拠点化の取組により、産学官連携の取組を促進

2. 高等教育政策の現状

経済財政運営と改革の基本方針2024(主な高等教育関係記述)

◆経済財政諮問会議「経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）」（抜粋）

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

(2) 三位一体の労働市場改革

地域の産学官のプラットフォームを活用したり・スキリングの対象に経営者を追加し、2029年までに、約5,000人の経営者等の能力構築に取り組む。大学と業界が連携して、最先端の知識や戦略的思考を身に付けるリ・スキリングプログラムを創設し、2025年度中に、約3,000人が参加することを目指す。

3. 投資の拡大及び革新技术の社会実装による社会課題への対応

(4) 科学技術の振興・イノベーションの促進

イノベーションの持続的な創出に向け、国際卓越研究大学制度による世界最高水準の研究大学の実現と地域の中核・特色ある研究大学の機能強化に向けた取組を着実に進め、これら研究大学群が我が国全体の研究力向上を牽引するとともに、戦略的な自律経営の下で、優秀な若手研究者等を惹きつける研究環境の整備や、知財ガバナンス改革を含む研究成果の展開力強化を行う取組を促進する。

成長分野への学部再編等や半導体等の先端技術に対応した高専教育の高度化・国際化を始めとする大学・高専・専門学校の機能強化を図る。また、AIの活用等による英語教育や国際交流の強化を含む教育の国際化を進めるとともに、「トビタテ！留学JAPAN新・日本代表プログラム」の拡充検討や世界トップレベル大学の理系博士課程への派遣を始め官民一体での留学生の経済的支援策の充実、在外教育施設の特色ある教育活動の充実のための機能強化等を通じ、ダイバーシティに富んだグローバル人材の育成を抜本的に強化する。くわえて、産学官の共創を促進し、経済社会ニーズに対応した大学院改革や博士号取得者の幅広い活躍の場（官公庁を含む。）の創出につながる取組や処遇向上等を進め、多様なフィールドで活躍する博士人材を中長期的に世界トップ水準並みに引き上げるとともに、イノベーション創出に向けた地域や産業界の学び直しニーズを踏まえつつ、産業界・個人・教育機関によるリカレント教育エコシステムの創出に向けた取組を加速する。

経済財政運営と改革の基本方針2024(主な高等教育関係記述)

◆経済財政諮問会議「経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日）」（抜粋）

6. 幸せを実感できる包摂社会の実現

(1) 共生・共助・女性活躍社会づくり

(女性活躍)

IT分野を始め理工系分野の大学・高専生、教員等に占める女性割合の向上に向け、女子中高生の関心を醸成し、意欲・能力を伸長するための産学官・地域一体となった取組や大学上位職への女性登用等を促進する。

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(3) 公教育の再生・研究活動の推進

(質の高い公教育の再生)

少子化の進行を見据え、高等教育の機能強化に向け、質・アクセス・規模の在り方について2024年度中に一定の結論を得るとともに、高等教育費の負担軽減に向け、修学支援新制度等の制度改正の着実な実施や運営体制の充実とともに、実施状況の効果検証を通じた機会均等及び少子化対策の両面からの適切な見直しを図りつつ、授業料後払い制度の本格導入について各般の議論を踏まえて速やかに結論を得ることを含め、必要な支援の検討を進める。

(研究の質を高める仕組みの構築)

研究の質や生産性向上による基礎研究力の抜本的な強化に向け、科学技術政策全般のEBPMの強化を図りつつ、大学の教育・研究・ガバナンスの一体改革を推進する。また、運営費交付金や私学助成等の基盤的経費を十分に確保するとともに、科研費の制度改革を始めとする研究資金の不断の見直しと充実を図る。

さらに、官民共同の仕組み等による大型研究施設の戦略的な整備・活用・高度化の推進や研究DXによる生産性向上、若手研究者の処遇向上や、女性研究者、研究開発マネジメント人材の活躍促進、産学官連携によるキャンパスの共創拠点化、大学病院における教育・研究・診療機能の質の担保に向けた医師の働き方改革の推進等を図る。

高等教育における規模に関する施策の変遷

中央教育審議会答申「大学教育の改善について」（昭和38年）

日本の高等教育の対象が、選ばれた少数者から能力等の面で幅広い層へと変わってきたと指摘し、新制大学の理念の実現に向け、高等教育機関の種別化、教育内容・方法の改善、大学の管理運営の在り方等について提言。

中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（昭和46年）

高等教育の急速な量的拡大によって教育研究環境が低下し進学機会が地域間格差が拡大したことを背景として、高等教育の全体規模、専門分野別の収容力の割合、地域配置などについて、私立大学への財政支援を強化した上で、長期的見通しに立った国としての計画策定の必要性を提示。

私立学校振興助成法の制定、私立学校法の一部改正（昭和50年）

46年答申を受け私立学校振興助成法を制定。国が私立大学の教育研究に係る経常的経費を補助できることとなるとともに、私立学校法の一部改正により、私立大学の学部等の設置廃止や収容定員を認可事項に変更。

5回にわたる「高等教育計画」の策定（昭和51年、54年、59年、平成3年、9年）

46年答申を受け、18歳人口の増減等を踏まえて高等教育規模を想定した上で、高等教育の全体規模や地域的配置に係る長期見通しとして、昭和51年以降、5回にわたって高等教育計画を策定。

総合規制改革会議答申「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年）

大学・学部等の設置等の認可抑制方針が高等教育の柔軟な発展や競争を制約する可能性を指摘し、設置規制の準則主義化や設置後のチェック機能としての認証評価制度の導入を提言。これを受け、平成15年審査分から設置認可の抑制方針を撤廃。また、14年に工業（場）等制限法は廃止。

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成17年）

知識基盤社会に向け、国の役割を、直接的な計画策定や規制から将来像提示や政策誘導へと転換すべきと提言。各大学が自らの選択により緩やかに機能別に分化していく中で、学習者保護や国際通用性の観点から高等教育の質の保証が重要な課題である旨提示。

中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年）

2040年以降の社会を念頭に、今後の高等教育が目指すべき姿として、学修者本位の教育への転換を提言。教育の質の保証と情報公表を求めるとともに、2040年の大学進学者数を約51万人と推計し、学校種別の課題や国公私の役割、地域における高等教育等の観点から方向性を提示。

（グランドデザイン答申以降の大学分科会審議まとめ）

- R2「教学マネジメント指針」 ■R3「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について」 ■R4「これからの時代の地域における大学の在り方について」
- R4「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」 ■R5「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について」

「高等教育計画」等について①

	「高等教育の計画的整備について」（昭和51年3月）	「高等教育の計画的整備について」（昭和54年12月）	「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について」（昭和59年6月）	平成5年度以降の高等教育の計画的整備（平成3年5月）
計画期間	昭和51-55年度	昭和56-61年度	昭和61-平成4年度	平成5-12年度
期間中の18歳人口の動向	150万人台で推移	161万人から185万人に増加	185万人から205万人に増加	198万人から151万人に減少
進学率の考え方	[大学・短大・高専の進学率] 昭和50年度の38.3%に対し、55年度は40.3%を想定	[大学・短大の進学率] 昭和54年度の37.9%に対し、昭和61年度は37%を想定	[大学・短大・高専の進学率] 昭和58年度の35.6%の水準を、平成4年度（18歳人口のピーク）でも維持	[大学・短大・高専の進学率] 平成12年度について、ケース1（40.0%）、同2（41.2%）、同3（42.2%）の3つを想定し、当面ケース1を念頭
定員の取扱いの方針	○入学定員を2.9万人の増（進学者数は3.2万人の増）	○入学定員を3.4万人程度の増（実員では4万人程度の増）	○18歳人口の大幅な増減に対処するため、恒常的定員を4.2万の増とともに、臨時的定員を4.4万の増	○大学等の新增設は原則抑制の方針 ○臨時的定員は定められた期限の到来による解消が原則、平成5年度以降の状況を踏まえ、適切な審査を行うことについて検討が必要
地域別の考え方	○大都市の大学等の新增設を抑制 ○地域配置の不均衡の是正を図るため、全国を8ブロックに分けて、昭和55年度に一応の目安を示す	○大都市の大学等の新增設を抑制 ○地域配置の適正化を進めるため、全国を8ブロックに分けた整備の目安を示す	○大都市の大学等の新增設を抑制 ○地域配置の適正化を図る方針を維持し、全国を13ブロックに分けた定員増の目安を示す	○大都市の大学等の新增設を抑制 ただし、三大都市圏以外の政令指定都市は地域制限を設けない
分野別の考え方	○計画規模・地方配置等の指標に従いつつ、 ①医師、歯科医師、看護婦その他の医療技術者、教員養成 ②新しい学問分野や研究者養成等に係る将来の需要に応えるものは計画的に整備	○複雑、高度化し、かつ国際化した社会の要請に対応する積極的な大学教育の改善や人材養成が特に必要な分野等に留意して整備 ○医師、歯科医師の養成は整備が概ね達成されたため拡充は予定しない	○教育研究上の必要性や、社会的要請の変化等に適切に対応（「看護婦その他の医療技術者の養成等」等が設置審で決定） ○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の拡充は予定しない	○情報関係、社会福祉関係、医療技術関係などの分野へのニーズ、国際化社会の発展や先端科学技術の進展に伴う教育研究の推進が必要 ○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の拡充は予定しない ○看護職員は整備を図る必要

「高等教育計画」等について②

	平成12年度以降の高等教育の将来構想 (平成9年1月)	「規制改革の推進に関する第1次答申」 (平成13年12月) ※内閣府総合規制改革会議	我が国の高等教育の将来像 (平成17年1月)	まち・ひと・しごと創生基本方針2017 (平成29年6月)及びまち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)(平成29年12月) ※内閣官房まち・ひと・しごと創生本部
計画期間	平成12-16年度	○総合規制改革会議において、学部等の設置等に対する抑制方針の見直し及び工業(場)等制限法の見直しを提言 ○これを受け、平成15年審査分より抑制方針が撤廃されるとともに、平成14年に工業(場)等制限法を廃止	平成17年度-32年頃	平成30年度-平成40年度(予定)
期間中の18歳人口の動向	151万人から141万人に減少		137万人から120万人に減少	
進学率の考え方	[大学・短大の進学率] (平成11年度の臨時的定員の5割程度を恒常的定員化する場合)平成11年度の進学率(48.4%)の水準は平成16年度にも下回らないと試算		[大学・短大の進学率] 今後18歳人口が約120万人前後で推移する時期にあつては、大幅な拡大は必ずしも見込めない状態にある	
定員の取扱いの方針	○大学の新增設は基本的に抑制的に対応 ○臨時的定員を段階的に解消する一方、平成11年度の規模の5割程度を恒常的定員化することを認める		○「高等教育計画の策定と各種規制」から「将来像の提示と政策誘導」に移行 ○平成15年度より、抑制方針を基本的に撤廃したことに伴って、設置基準に定める大学としての要件を満たすものは、原則これを認める準則主義に転換	○平成30年6月に成立した「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」において、東京都23区内の大学等の収容定員を増加させてはならないと規定(10年間の時限措置) ○併せて、スクラップ・アンド・ビルドによる新たな学部等の設置や留学生や社会人の受け入れの場合等一定の例外措置も設ける
地域別の考え方	○大都市の大学等の新增設の抑制を継続。ただし、一定の弾力化を図る		○平成15年度より、大都市における抑制方針を撤廃	○東京都23区内に限り大学等の収容定員の増加を抑制
分野別の考え方	○時代の変化に即応するためには、極めて必要性の高いものについて新增設を認めることも必要 ○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の拡充は予定しない		○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の抑制は維持(教員の抑制は、17年度の申請から撤廃)	

地方大学・産業創生法による定員抑制と見直しの規定

我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置及び特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制を行う。

(1) 特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制

- 大学等の設置者又は大学等を設置しようとする者は、**特定地域内(東京23区内)の大学等の学部等の学生の収容定員を増加させてはならない(10年間の時限措置)**。

(※) 学生が既に相当程度集中している地域等として東京23区を政令で規定。

○ 例外事項の例

- ・スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置
- ・留学生や社会人の受入れ
- ・夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
- ・収容定員増等について、投資・機関決定等を行っている場合
- ・**専門職大学等の設置(新設制度のための経過措置)**

(経過措置) ※法附則抜粋

第三条 第十三条の規定は、次に掲げる場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しない。

二 令和六年三月三十一日までに、特定地域内における専門職大学(学校教育法第八十三条の二第一項の専門職大学をいう。)若しくは専門職短期大学(同法第八十四条第四項の専門職短期大学をいう。)又はこれらに準ずるものとして政令で定めるもの(附則第五条第一項において「専門職大学等」という。)の設置その他の政令で定める事項について認可を受けた場合

(2) 特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制の見直し

法律附則において、施行状況について検討を加え、必要な措置を講じなければならない旨が2つ規定されている。

- ① **令和6年3月31日：例外としていた専門職大学、専門職短期大学に関する経過措置が切れることに伴い、当該措置を継続させるか、他の大学・短期大学と同様に抑制の対象とするのかなどの検討。**
- ② **令和10年3月31日：特定地域内の大学等の定員抑制に関する規定全体が失効する日であり、同日までに、地方での若者の定着状況等について検証を行った上で、当該措置を継続させるのか等について検討。**

(検討) ※法附則抜粋

第五条 政府は、令和六年三月三十一日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、令和十年三月三十一日までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部改正について(概要)

1. 背景・経緯

- 平成30年10月より、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」(地方大学・産業創生法)によって、**令和10年3月末までの10年間、地方の若者の著しい減少を助長するおそれが少ない一部の例外を除いて、東京23区内の大学の学部の収容定員の増加が抑制されている。**

【例外事項の例】

- スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置 ○留学生や社会人の受入れに限定する場合
- 夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合 ○法施行時まで収容定員増等について投資・機関決定等を行っていた場合 等

- 法附則第5条第1項に基づき、令和4年9月から有識者会議において法の施行状況が検討された。その結果、法第13条に基づく東京23区内の定員増加抑制については引き続き適切な運用と状況の把握がなされるべきとされた上で、**高度なデジタル人材については産業界からのニーズが極めて高く、需給バランスに著しい不均衡が生じていることから、地方の若者の著しい減少を助長するおそれが少ない合理的な範囲において、定員増加抑制の例外を設けて人材を育成することは妥当と考えられ、一定の要件を満たすものに限って、限定的に定員増加抑制の例外措置を講ずることを検討すべきとされた。**
- この内容を踏まえ、パブリックコメントを経て、「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」(平成30年内閣府令・文部科学省令第1号)の一部を改正する。

2. 改正内容

下記の要件を全て満たすものとして、有識者の意見を聴いて文部科学大臣が認める場合について、東京23区内の大学の学部の収容定員の増加抑制の**例外事項に追加する。**

- ① **学位分野が理学関係分野又は工学関係分野の高度なデジタル人材を育成**する情報系学部・学科における収容定員増加(学科等の新設を含む。)であること。
※学位分野については理学関係分野、工学関係分野の他、いずれかの学位分野を含む融合分野も可。
- ② 増加させる分の定員は、新学部等の完成年度以降3年を経て次の年度の入学定員を減少させること等により、大学全体の東京23区内の収容定員を増加前に戻すことを前提とした**臨時的な定員増加**であること。
※完成年度以降3年を経て次の年度を待たずに23区内の定員を減少させることも可。
- ③ 東京23区以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれを解消するための取組として、地方企業でのインターンシップ等の地方自治体等と連携した**地方における就職促進策を行う**とともに、地方大学との連携等により**地方におけるデジタル人材育成強化に貢献すること。** ※「地方」は一部三県(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)外を指す。

3. 施行期日

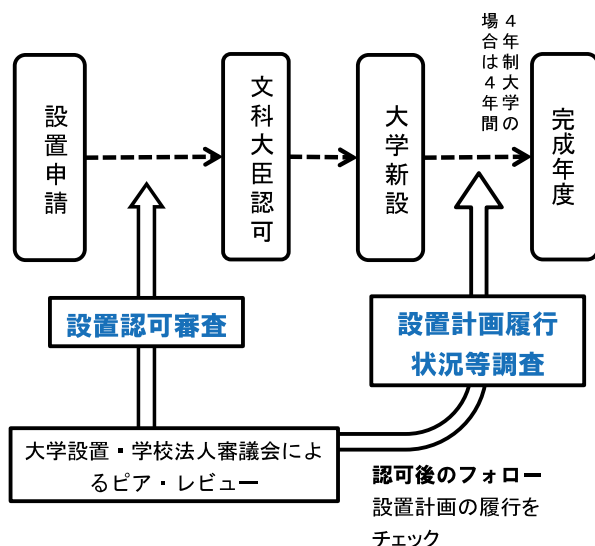
令和5年6月9日

我が国の大学の質保証のイメージ図

我が国の質保証に係る制度は、大学の設置認可による大学設置時の質保証、設置後の教育研究活動に対する様々な大学評価による質保証の組合せにより成り立っている。

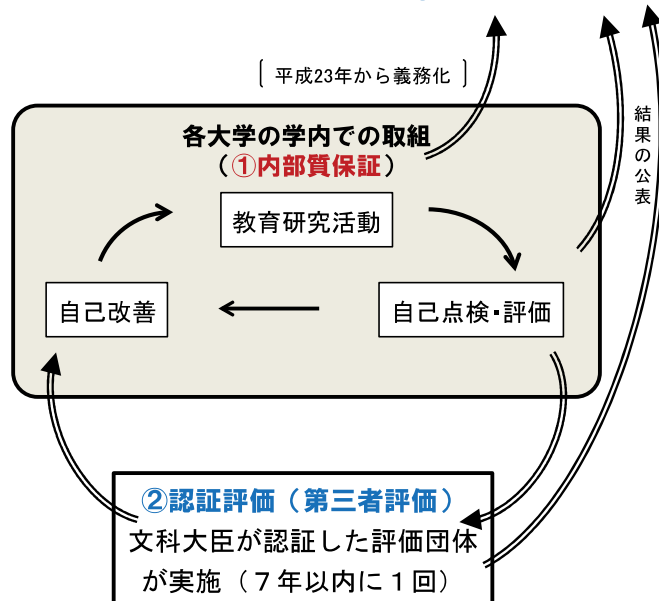
【設置認可審査等による入口における質保証】

(大学の設置申請から完成年度までの質保証)



【認証評価制度や情報公表等による恒常的な質保証】

③ 社会への情報公表



大学設置基準

教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

大学設置基準の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、**文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準**に従い、これを設置しなければならない。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の適用を受ける者を除く。）の**資格に関する事項**は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

（趣旨）

第一条 大学（専門職大学及び短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、**大学を設置するのに必要な最低の基準**とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について**不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。**

◆第一章 総則◆

- 趣旨
- 教育研究上の目的
- 入学者選抜

◆第二章 教育研究上の基本組織◆

- 学部・学科・課程
- 学部以外の基本組織

◆第三章 教育研究実施組織等◆

- 教育研究実施組織等
- 授業科目の担当
- 授業を担当しない教員
- 基幹教員数
- 組織的な研修等

◆第四章 教員の資格◆

- 学長、教授等の資格

◆第五章 収容定員◆

- 収容定員

◆第六章 教育課程◆

- 教育課程の編成方針・方法
- 単位
- 授業期間
- 授業を行う学生数
- 授業の方法
- 成績評価基準等の明示
- 昼夜開講制

◆第七章 卒業の要件等◆

- 単位の授与
- 履修科目の登録の上限
- 他の大学の授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位の認定
- 長期履修・科目等履修生
- 卒業の要件

◆第八章 校地、校舎等の施設及び設備等◆

- 校地・運動場等・校舎
- 校地・校舎面積基準
- 教育研究上必要な資料及び図書館
- 附属施設
- 機械・器具等

◆第九章 学部等連係課程実施基本組織に関する特例◆

◆第十章 専門職学科に関する特例◆

◆第十一章 共同教育課程に関する特例◆

◆第十二章 工学に関する学部の教育課程に関する特例◆

◆第十三章 国際連携学科に関する特例◆

◆第十四章 教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例◆

◆第十五章 雑則◆

- 外国に設ける組織
- 段階的整備

大学設置基準等改正の主な具体的内容

一 総則等理念規定の明確化

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づいて、入学者選抜及び教育課程の編成を行うよう明確化
- 総則の理念について、自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた、不断の見直しを行うよう明確化

二 教員組織・事務組織等の組織関係規定の再整理

- 分散して規定されている現行の組織に係る規定や教員と事務職員等の連携・協働の規定を一体的に再整理・明確化
- 「教員組織」について、「教育研究実施組織」に改め、規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ編制する旨規定
- 教育研究実施組織の編制に当たり、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確化
- 厚生補導を行う組織について、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定
- 事務組織について、大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定

三 基幹教員、授業科目の担当、研修等に係る規定

- 専任教員概念を、「基幹教員」と改め、定義の明確化や最低必要教員数の算定にあたり、複数の大学・学部での算定も可能とすることやその算定は4分の1までとすること、主要授業科目は基幹教員に担当させる旨規定
- 授業科目の担当に関し、指導補助者について条文中明示的に規定し、指導補助者に対する研修を必須化

四 単位数の算定方法

- 単位の計算方法について、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算する旨規定

五 校地、校舎等の施設及び設備等

- 校地（空地）の役割（教員と学生、学生同士の交流の場）について明確化
- 運動場や体育館その他のスポーツ施設及び講堂並びにその他の厚生補導施設について必要に応じ設ける旨規定
- 校舎等施設について、組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、必要な施設を備えた校舎を有するものとする旨規定
- 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものと規定
- 閲覧室等の紙の書籍のみを想定した施設に係る規定について削除し、図書及び図書館について、図書館を中心に系統的に整備し提供すること、必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする旨規定

六 教育課程等に係る特例制度

- 教育課程等に関する事項に関し、文部科学大臣の認定を受けた場合は、特例対象規定の全部又は一部によらないことができる大学として認定することができる制度を創設
- 認定を受けた大学（教育課程等特例認定大学）は、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則に定め、公表する旨規定
- ※ 認定基準手続きに関する告示は別に定める

七 大学設置基準のその他の改正事項

- 1年間の授業期間は35週にわたることを原則化
- 各授業科目の授業期間について、4学期（クォーター）制も加えて例示、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間を単位として明確化
- 単位の授与について、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える旨規定
- 卒業要件に定める在籍年数について、厳密に4年間に在籍することを求めるものではないことを明確化、併せて大学が定める要件を満たす旨規定
- 専門職学科における授業を行う学生数について、同時に授業を行う学生数は40人以下と引き続き明示した上で、例外は「授業の方法等の教育上の諸条件を考慮し、教育効果を十分に上げられると認められる場合」であることを明確化

八 大学通信教育設置基準の改正

- 印刷教材等による授業に関し、インターネット等による教材提供が可能である旨明確化、放送授業に関し、インターネット等を通じた映像等の提供が含まれることを明確化

九 本省令の附則

- 施行日：令和4年10月1日
- 以下の趣旨の附則を規定
 - ・基幹教員に関する各規定、校舎及び研究室には経過措置を設けること
 - ・令和5年度開設の設置審査については、従前の規定のとおりとすること
 - ・令和6年度開設の設置審査については、改正後の規定又は従前の規定のいずれかで審査を受けられること
 - ・令和7年度以降開設の設置審査については、改正後の規定で審査を受けること

※ 専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職短期大学設置基準、高等専門学校設置基準等について関連する所要の改正を行う。

※ 大学院関係設置基準については、六の教育課程等に係る特例制度について、今回の改正は見送ることとし、三の基幹教員の取扱いについては大学院部会において引き続き検討を行う。

設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要（学校教育法第4条第1項第一号）。
また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要（同法第95条）。

【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
- 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
- 短期大学、短期大学の学科
- ※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科等については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない（届出で足りる）

【設置認可の流れ】（標準スケジュール）

- ①設置認可の申請（大学新設：前々年度10月末、学部等新設：前々年度3月末）
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査（大学新設：10ヶ月、学部等新設5ヶ月）、答申
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定（8月末頃）

【審査の基準】

文部科学省告示として「大学、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 学生確保の見通し、及び人材需要等社会の要請があること。
- 既設の大学等の収容定員充足率が一定割合未満及び0.5倍を上回ること。
- 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 法科大学院の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があつて一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

◆全体の設置計画についての審査

【設置の趣旨・目的】

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

【教育課程】

- ・卒業又は修了の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

【教育研究実施組織】

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、学部学科の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織が編制されていること。

【名称、施設・設備等】

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有していること。

◆教員審査

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く）であり、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限り）又は1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する者であること。

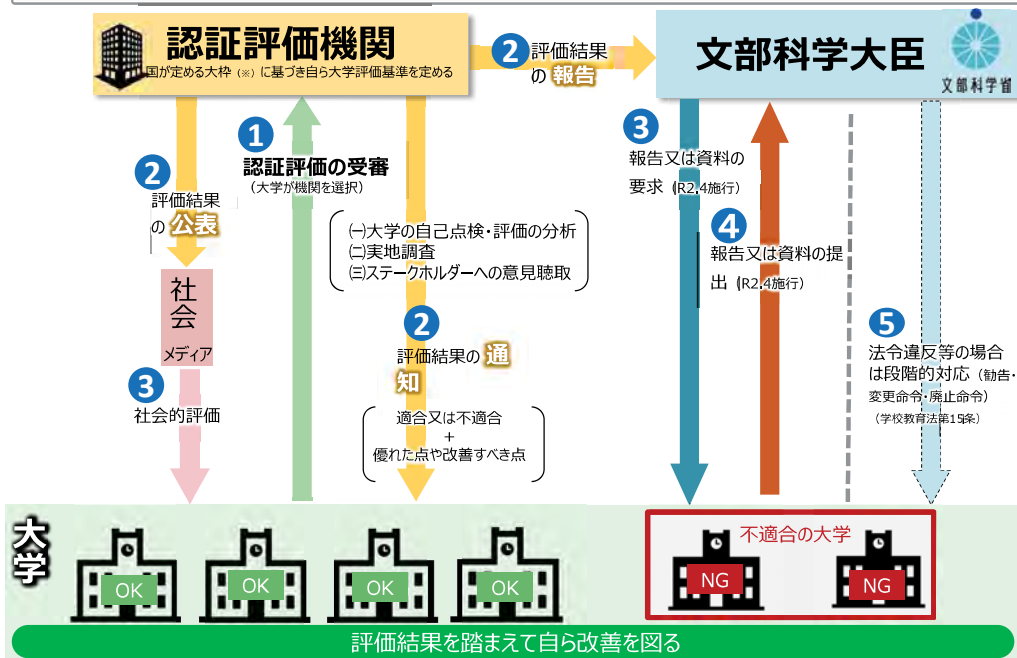
認証評価制度の概要

【学校教育法第109条】

- ① 大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務
- ② 大学は、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受ける義務

※大学の自主性・自律性を尊重する観点から国の関与は謙抑的なものとする制度設計（評価機関の認証・取消、大学評価基準の大枠設定が基本）

平成16年度からスタート
現在、機関別認証評価は、第3サイクル目



評価の種類

- 機関別評価：大学の教育研究・組織運営等の総合的な状況に関する評価（7年以内ごと）
- 分野別評価：専門職大学院等の教育課程・教員組織等に関する評価（5年以内ごと）

近年の主な改善事項

～H30.4施行～

- 大学評価基準の大枠を改善（三つの方針、内部質保証を評価対象として追加）
- 認証評価機関に設置履状状況等調査（AC）との連携及びステークホルダーへの意見聴取を義務づけ
- 認証評価機関に自己点検・評価・結果公表の義務づけ

～R2.4施行～

- 認証評価機関に「適合しているか否か」の認定を義務化
- 大臣は「不適合」大学に対して報告等を要求
- 認証評価機関は、「不適合」と認定した大学を追評価する努力義務

（※）大学評価基準の大枠（細目省令）

- 法令適合性
- 特色ある教育研究の進展に資する項目
- ①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥三つの方針（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施方針、入学者受入れ方針）、⑦教育研究活動等の状況に係る情報の公表、⑧内部質保証（重点的に評価）、⑨財務、⑩その他

主要国における大学の設置認可及び質保証制度の状況

国名	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	中国	韓国
大学数	2,679(2019)	295(2020)	422(2020)	71(2020)	1,270(2021)	200(2022)
国立	772	0	10	71	114	43
連邦立	—	—	254	—	744	1
公立	1,907	295	168	—	412	156
私立	14,039	2,874	2,944	1,529	19,060	1,938
学生数(千人)	9,103(64.8%)	—	2,638(89.6%)	1,529	14,208(74.5%)	442(22.8%)
国公立(%)	4,937(35.2%)	2,874(100%)	307(10.4%)	—	4,852(25.5%)	1,496(77.2%)
私立(%)	—	—	—	—	—	—
主たる機関種	私立大学	私立大学	州立総合大学 州立専門大学	国立大学	国公立大学／私立大学	私立大学
大学の設置認可	州が認可	国が認可	州が設置	国が設置	国が設置	国が認可
学部等の新設・改廃	州政府の認可 (適格認定された大学の場合、当該適格認定団体への届出をもって認める州もある)	大学が決定	州により、州の同意を必要としている場合や、大学に報告義務のみ課している場合あり	大学が決定	国に届出 (設置認可の際認定された分野の範囲)	国が認可
学生定員	大学の裁量(※)	大学の裁量	各州が定めた基準に基づいて各大学が決定するが、州の高等教育所管省への報告義務あり	・学士課程：国が決定 ・修士課程：国との対話の後大学が決定	国が大学ごとに総定員を定め、その中で大学が各学部等の定員を決定し、国に届出	国公立：国が定める。 私立：校舎、校地、教員。受益用基本財産により定められる学生数の範囲内で大学が定める。
質保証機関	各適格認定団体	研究評価：リサーチ・イングリッド(RE) 教育評価：高等教育質保証機構(QAA)	アカデティベーション委員会の認定を受けた各種アカデティベーション団体	研究・高等教育評価高等審議会(HCERES)	教育部	国または、国が認定した質保証機関
質保証機関の性格	民間(大学や専門職団体などが組織)	準政府機関	非営利法人	独立行政機関	国	国、非営利法人
開始時期	20世紀前半	1986年	1992年	2000年	1984年	2004年
義務付け	なし (但し、教育プログラムに関する適格認定が専門職資格取得と連動する分野・州あり。)	有	有	有	有	自己評価結果及び情報公開は義務 認証評価は任意
備考	・機関別評価と専門分野別評価がある ・設置認可の更新制を採用している州の中には適格認定更新時の審査免除要件としている例あり	・現在の研究評価である学生局(OfS)と契約を結んで教育評価を実施。 ・(REF)の開始は2014年	・QAAは、大学規制当局である学生局(OfS)と連携して教育評価を実施。 ・評価対象は学士・修士の課程のみ	・アカデティベーション委員会とは、各州の行政協定の締結で設置された各州文部大臣会議・大学学長会議の附属機関 ・評価対象は学士・修士の課程のみ	・大型教育を提供する私立高等教育機関は36機関ある。ただし、私立高等教育機関は学位授与権を持たない。また、「大学」の名称を用いることができない。	・評価は教育活動を対象 ・1994年から本格的に開始した国・地方による大学評価が2003年から現在の形態になった。

※アメリカの私立大学については、設置申請や運営許可更新時に事例毎に適切な教育が提供されるかどうかを判断するのが一般的である。州によっては学生1人当たり床面積や教員1人当たり学生数など一定の要件を課しているところもある。州立大学についても州の調整委員会もしくは複数キャンパスを統括する大学理事会が各キャンパスの定員を調整する。

出典：文部科学省調べ。

主要国における大学の教育評価に係る指標と結果の活用状況

国名	アメリカ(テネシー州の例)	英国(イングランドの例)	ドイツ(ベルリン市の例)	韓国
制度	アウトカム・ファンディング	教育卓越性・学習成果評価枠組(TEF)	業績に基づく資金配分	大学基本能力診断評価
概要	州立高等教育機関に対する州交付金について、明確な成果指標と連動させる資金配分モデル。	イングランドの各高等教育機関における教育及び学習の卓越性を「色」による格付け(金、銀、銅)を実施。	高等教育機関の活性化と効率化を図るため、州からの予算配分の一部について、特定の評価指標(教育、研究、同等待性・多様性)の業績を反映。	大学の量的規模を縮小し、教育の質を高めるため、2015年から2023年までの大学定員16万人削減を目指して実施。
指標	州の運営交付金を原則全て成果指標と連動	学生局によるTEFの指標の大枠は「学生の経験」及び「学生の成果」	教育、研究、同等待性・多様性に係る指標	4年制大学の指標
学生	—	—	- 標準学修期間内の学生数 - 高度な職業資格を有する標準修業期間内にある学生数(多様性) - 初等教育段階及び就学前保育・教育段階の教育を専攻する標準学修期間内にある男子学生数(多様性)	- 新入生充足率(12点) - 在学生充足率(8点)
教育の質	—	- 学科の教育内容に関する満足度(全国学生調査(以下「NSS」)。) - 成績及び評価とそのフィードバックに関する満足度(NSS)	—	- 教育課程の運営及び改善(20点) - 授業管理及び学生評価(9点)
学習環境	研究・サービス(間接経費の配分が行われる活動の支出額)	- 学生支援に関する満足度(NSS) - 学生定着率	専攻当たりの社会人対象学士課程(オンライン学修、遠隔学修、夜間学修のプログラム)の提供件数(多様性)	- 専任教員確保率(15点) - 教育費還元率(5点) - 学生の学習支援(5点) - 進路・心理相談支援(4点) - 就職・起業支援(4点)
学修成果	- 学生の単位修得状況 - フルタイム換算学生100人当たり学士号・準学士号取得者数 - 学士号・準学士号取得者数 - 修士号・教育専門学位取得者数 - 博士号・法学位取得者数 - 卒業率	- 卒業後の就職あるいは継続学習率 - 卒業後の高技能職への就職あるいは継続学習率	- 標準学修期間内の修了者数 - 教員養成課程の修了者、中途入学者の数 - 総合大学と応用科学大学(＝専門大学)との博士号の共同授与件数(研究)	- 卒業生就職率(3点) - 維持就職率(2点)
運営その他	—	—	- 外部資金の獲得額(研究) - 出版物数(研究) - 地域連携数(研究) - 新任の終身教授職に占める女性割合(多様性)	- 特性化計画や中長期計画の発展計画(2点) - 自律指標(2点) - 法人のアカウンタビリティ(4点) - 構成員の参画・意思疎通(5点)
評価結果の活用状況	ほとんどの州で、他のファンディングモデルと組み合わせながら、州交付金を明確な成果指標と連動させて配分している。配分比率は交付金の1%未満から100%まで州により様々である。	格付けを通じて、大学進学先の選択等に役立つ情報を提供するとともに、TEFの称号を獲得した機関は最高9250ポンドまで授業料の引き上げが可能。TEF受審で称号が付与されなかった機関は「要改善」に分類され、授業料の引き上げができない。	市から配分される補助金の一部(総合大学で平均66%、専門大学で平均74%、芸術大学で平均50%)に評価結果が反映される。補助金上限は事前に決まっており、全ての指標で目標値を達成すれば、大学は満額で補助金を受け取ることができる。	ペナルティ等が無い「自律改善大学」、財政支援事業への参加に一部制限を受ける「能力強化大学」、財政支援事業に参加できない「財政支援制限大学」の3つに分類され、「能力強化大学」「財政支援制限大学」に定員削減勧告が行われた。

出典：文部科学省調べ。

情報公表を促す制度・指針等について

項目	大学が公表すべき教育情報 (学校教育法施行規則第172条の2)	高等教育の修学支援新制度 機関要件 (大学等における修学の支援に 関する法律施行規則第2条)	大学ポートレート	教学マネジメント指針
基本情報	➢ 大学の教育研究上の目的 ex) 大学の教育研究上の目的、3つのポリシー ➢ 教育研究上の基本組織 ex) 学部、研究科の名称			—
教育情報	➢ 教員 ex) 教員組織、教員数、各教員の学位及び業績 ➢ 学生 ex) 入学者数、収容定員、学生数 ➢ 進学及び就職 ex) 卒業生数、修了者数、進学者数、就職者数、進学及び就職等の状況 ➢ 教育課程 ex) 授業科目、授業の方法及び内容、シラバス、学修の成果に係る評価 ➢ キャンパス ex) 校地、校舎等の施設及び設備、学生の教育研究環境 ➢ 費用 ex) 授業料、入学料 ➢ 学生支援 ex) 修学支援、就職・進路選択支援、心身の健康等に係る支援	【任意項目】 ➢ 学修成果・教育成果に関する情報例 ex) 修業年限期間内に卒業する学生の割合、学生の満足度、学修に対する意欲 ➢ 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報例 ex) G P A制度の採用・活用状況、履修単位の登録上限設定の状況、認証評価の結果	➢ 特色 ex) 学部・研究科等の特色、生涯教育(私学版)、社会貢献(私学版) ➢ 入試 ex) 入試情報、転学編入学 ➢ 取得可能な資格 ➢ 課外活動 ex) クラブ活動の状況、ボランティア活動の状況 など	➢ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報例 ex) 学生の成長実感・満足度、修業年限期間内に卒業する学生の割合、アセスメントテストの結果、語学力検定等の学外試験のスコア ➢ 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報例 ex) 教員一人あたりの学生数、履修単位の登録上限設定の状況、G P Aの活用状況、教学I Rの整備状況
財務情報	—	➢ 収支計算書、貸借対照表などの財務諸表等	➢ 財務諸表等(国公立版)	—
その他	—	➢ 自己点検・評価の結果 ➢ 設置者の役員の氏名が記載された名簿 【任意項目】 ➢ 事業計画 など	➢ 評価結果(認証評価及び自己点検評価の結果) ➢ 高等教育の修学支援新制度(国公立版)	—

大学の教育研究活動等に関する情報公表制度等

●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定(平成11年)

【大学設置基準】(当時)

第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。(※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設)

●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定(平成19年)

【学校教育法】

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定(平成23年、平成28年、平成29年、令和元年)

【学校教育法施行規則】

第百七十二條の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五條の二第一項の規定により定める方針に関すること(※後段は3つのポリシー策定義務化に伴う追加(平成28年))
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画(大学設置基準第十九條の二第一項(大学院設置基準第十五條において読み替えて準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一條の二第一項、専門職大学院設置基準第六條の三第一項、短期大学設置基準第五條の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八條の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したもののみならず授業科目(次号において「連携開設科目」という。)に係るものを含む。)に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価(連携開設科目に係るものを含む。)及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三條の二第二項、第九十九條第三項及び第百八條第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。(※専門職大学設置基準の制定に伴う追加(平成29年))
- 3 大学院(専門職大学院を除く。)を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四條の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。(※大学院における3つのポリシー策定義務化に伴う追加(令和元年))
- 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け(平成23年)

【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

第一条 学校教育法(略)第百十條第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(略)並びに大学(略)に係るものにあつては大学設置基準(略)に、それぞれ適合していること。
- 二～四 (略)
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九條第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十條第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ～ハ (略)
 - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - チ～ヌ (略)

□学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（平成22年6月施行通知）

第一 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の改正の概要と留意点

（1）大学（短期大学、大学院を含む。）は、次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。（第172条の2第1項関係）

① 大学の教育研究上の目的に関する事。（第1号関係）

これは、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第2条（本省令による改正前の第2条の2）等に規定されているものであること。その際、大学であれば学部、学科又は課程等ごとに、大学院であれば研究科又は専攻等ごとに、短期大学であれば学科又は専攻課程等ごとに、それぞれ定めた目的を公表することや、平成19年7月31日付け文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」で示した事項に留意すること。

② 教育研究上の基本組織に関する事。（第2号関係）

その際、大学であれば学部、学科又は課程等の、大学院であれば研究科又は専攻等の、短期大学であれば学科又は専攻課程等の名称を明らかにすることに留意すること。

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事。（第3号関係）

その際、教員組織に関する情報については、組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし、効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。

教員の数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。また、法令上必要な専任教員数を確保していることや、男女別、職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意すること。

各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意すること。

④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事。（第4号関係）

その際、これらの情報は、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。

就職状況については、働き方が多様となっている状況を踏まえた公表を、各大学の判断で行うことも考えられること。編入学を実施している場合には、大学設置基準第18条第1項の規定を踏まえつつ、編入学定員や実際の編入学者数を明らかにすることに留意すること。

⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事。（第5号関係）

これらは、大学設置基準第25条の2第1項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、教育課程の体系性を明らかにする観点に留意すること。年間の授業計画については、シラバスや年間授業計画の概要を活用することが考えられること。

⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事。（第6号関係）

これらは、大学設置基準第25条の2第2項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、必修科目、選択科目及び自由科目の別の必要単位修得数を明らかにし、取得可能な学位に関する情報を明らかにすることに留意すること。

⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事。（第7号関係）

その際、学生生活の中心であるキャンパスの概要のほか、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。

⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事。（第8号関係）

その際、寄宿舎や学生寮等の宿舎に関する費用、教材購入費、施設利用料等の費用に関することをできるだけ明らかにすることに留意すること。

⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事。（第9号関係）

その際、留学生支援や障害者支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。

（2）大学は、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。その際、大学の教育力の向上の観点から、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意すること。（第172条の2第2項関係）

（3）（1）による教育情報の公表は、そのための適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。（第172条の2第3項関係）

（4）大学の教育情報の公表に関する（1）～（3）について、高等専門学校に準用すること。（第179条関係）

教学マネジメント指針

「Ⅴ 情報公表」関係

- ・以下の表に掲げる情報は、大学における学修成果や教育成果、これらを保証する条件に関する情報として公表する意義があるものと考えられる情報であり、（１）「『卒業認定・学位授与の方針』に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例」と（２）「学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例」の２項目について、それぞれ①「大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」と②「教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報」に分類している。
- ・これらの情報は、公表が考えられるものをあくまで例として示したものである。また、学位プログラムの内容やその学修目標により、特に②の情報の収集・公表の必要性・重要性は異なるものと考えられる。
- ・これらの項目も参考としつつ、各大学の自主的・自律的な判断とその責任の下で情報公表が進められることが期待される。
- ・これらの情報のうち、特に（１）①に分類されるものについては、社会からその公表が強く期待されている学修成果・教育成果に係るものであることから、早期に情報公表が進められることが強く期待される。
- ・情報の公表に当たっては、利用者が適切に情報を取り扱うことができるようにする観点から、大学として理解を促進するための適切な分析や解説を、その根拠と併せて付するとともに、利用者の便宜に配慮した方法で行うことが求められる。
- ・以下、学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）を「規則」、大学設置基準（昭和３１年文部省令第２８号）を「基準」とそれぞれ略記する。

（１）「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例

情報		①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
①大学 の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの	各授業科目における到達目標の達成状況	・学生が、個々の授業科目の履修の結果として「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を獲得してゆく過程について、全体的な状況を明らかにする	・同一の学位プログラムに属する学生の単位修得に関する以下の情報 ・入学年度別・年度毎の平均履修単位数（※） ・入学年度別・年度毎の平均修得単位数（※） （※）必修科目、選択科目及び自由科目で細分化することも考えられる。（学修時間や履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況、学事暦の柔軟化の状況と併せて分析を行い、公表することが有益） 関連する法令等：基準第３２条	・教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集
	学位の取得状況	・個々の授業科目の履修の結果として「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生が何人卒業しているかを明らかにする	・学位プログラムが授与した学位の名称と授与者の数 ・当該学位に係る「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力 関連する法令等：規則第１７２条の２第１項第１号、第４号及び第６号	・学位授与履歴を収集
	学生の成長実感・満足度	・学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められたそれぞれの資質・能力をどの程度身に付けているか等に関する学生の主観的な評価について、全体的な状況を明らかにする ・大学が、ある学位プログラムに所属する学生から「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の育成に関してどのような評価を受けているかについて、全体的な状況を明らかにする	・同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生の、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の伸長に対する主観的な評価の年度毎の平均値及び分布その他の全体的な状況	・学生へのアンケート調査を通じた収集

情報		①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
①大学 の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの	進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	・進学や就職等を希望する学生の進路状況を明らかにする	・学位プログラム毎の以下の情報 ・就職を希望した学生数を分母とする就職者の割合 ・学生の主な就職先 ・進学を希望した学生数を分母とする進学者の割合 ・学生の主な進学先 ・特定の職域の人材育成を目指すなど、「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される進路がある学位プログラムにおいては、当該プログラムの卒業生数を分母とする当該進路への就職者の割合及び主な就職先 （卒業生に対する評価や卒業生からの評価と併せて分析を行い、公表することが有益） 関連する法令等：規則第１７２条の２第１項第４号 関連する調査等：「大学等卒業者の就職状況調査」	・進路が決定した学生へのアンケート調査を通じて収集 ・「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される特定の進路の有無についてあらかじめ分析した上で、一致の程度について分析
	修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率	・厳格な成績評価が行われていることを前提に、大学が、修業年限期間内において学生の資質・能力を計画的に伸ばし、学位の取得まで到達させていることを明らかにする ・履修単位の登録上限設定の状況やGPAの活用状況と組み合わせて分析することで、大学が、密度の高い学修を可能とする環境を提供していることや、厳格な成績評価に基づく質の高い教育を提供していることを示すことができる重要な情報の一つとなる	・学位プログラム毎の、各年度における入学者の修業年限期間が満了した時点での卒業生、在学者、退学者の数と割合 （公表の際には、単にこれらの情報のみを公表するのではなく、学位プログラムのカリキュラムの在り方や、履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況、留学の位置づけといった修業期間・成績評価に関連する情報や、積極的な進路変更（他大学への転学や他学部への転部など）の有無、退学の理由（大学に起因するものと大学に起因しないものの別など）も踏まえた分析を付することが望ましい。） 関連する法令等：規則第１７２条の２第１項第４号 関連する調査等：「学校基本調査」	・教務履歴や学校基本調査の調査過程において収集
	学修時間	・単位制度の趣旨を踏まえ、学生が授業内及び授業外で取り組む学修の平均時間を明らかにすることで、学生が、学位プログラムが期待する水準の資質・能力を身に付けるための一般的な前提条件を満たしているかについて、全体的な状況を明らかにする	・同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生が、当該学位プログラムに関連する授業内外それぞれの学修に費やした時間の平均値及び分布その他の全体的な状況 （各授業科目における到達目標の達成状況や履修単位の登録上限設定の状況と併せて分析を行い、公表することが有益） 関連する法令等：基準第２１条	・学生へのアンケート調査を通じた収集 （※）今後新たに調査・収集を行う大学においては、例えば以下のような手法での調査・収集が考えられる。 ・学修時間の集計単位：１時間単位での把握 ・集計期間の選定：試験直前期や長期休暇期間などを除く平均的な一週間における学修時間 （※）学修時間以外の生活時間の調査についても、学修成果・教育成果の把握・可視化の観点から併せて行うことも考えられる ・教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集